

平成 25 年度 岐阜工業高等専門学校シラバス							
教科目名	法学	※学修単位		担当教員	空健太		
学年学科	4年 全学科	通年		必修		単位数	2単位 JABEE 認定対象
学習・教育目標	(A-1)100%			JABEE 基準 1 (a) (f)			
授業の目標と期待される効果：			成績評価の方法：				
<p>授業の目標は3つの理解目標と2つの達成目標から成る。理解目標の第一に法とは何かを理解すること。第二は法がどのように社会で機能しているかを理解すること。第三は法がどのような歴史的経緯で制定され変容されてきたのかを理解すること。達成目標の第一は、具体的な法から社会の在り方を考察する能力を育成すること、第二は法を自らの主張の根拠として用いることができるようになることである。</p> <p>これらの目標に基づき本授業では、具体的な法を適宜取り上げる。また、学習方法として、講義および学生によるレポート、ディベートや議論を採用する。</p>			<p>前期：中間試験 100 点＋期末試験 100 点＋課題 50 点 後期：中間試験 100 点＋期末試験 100 点＋課題 50 点 前後期を同じ重みとし、総得点率 (%) によって成績評価を行なう</p> <p>達成度評価の基準：</p> <p>以下示す要素の成績評価に対する重みは均等とし、総合点の 60%以上まで達していることが必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民権、私的自治の原則、自律とパターナリズム、過失責任等、現代の法体制を考える上で重要な概念を説明できるか ②自由や平等など近代的価値観が現実の法でどう処理されているか説明できるか ③現代法の一例として PL 法を理解し、近代法としての民法との比較相違を説明できるか ④各国の事情に対する個人の考え方の中に、他者他国の立場を尊重する考え方が含まれているか ⑤標準的な現代の書き言葉で自分の意見や知識を説明できるか 				
<p>授業の進め方とアドバイス：授業では抽象的知識とともに、これに該当する具体例を1種類以上提示する。学生は課題や試験に取り組む過程で、教員が示した例とは別の具体例を考え、他の学生とは異なる文章でこれを表現することが求められる。提出した課題は教員が添削したうえで返却するので、以後の課題や試験に活用することを期待する。</p>							
<p>教科書および参考書：授業で一斉に使用することはないが、『新版 法とは何か』(渡辺洋三著、岩波新書、1998,2)『民法のすすめ』(星野英一著、岩波新書、1998,1)を参考書として紹介する。</p>							
授業の概要と予定：前期				教室外学習			
第 1 回：社会規範とサンクション				近代以降の社会における、「機会の平等」と「結果の平等」の概念を比較する			
第 2 回：法・戒律・慣習・道徳							
第 3 回：穏健な自由主義							
第 4 回：急進的自由主義				近代以降の社会における、市民権の内容と推移について比較検討する			
第 5 回：近代市民社会の成立							
第 6 回：法治主義と自由平等概念							
第 7 回：市民権の意味と推移				—			
第 8 回：中間試験							
第 9 回：他文化と法-合衆国の保守革命-				他文化・他国の歴史的事情と法体制の関係について検討する			
第 10 回：他文化と法-合衆国にみる自由権の動向							
第 11 回：他文化と法-アジア-							
第 12 回：パターナリズムと権力関係				ソフト・パターナリズムとハード・パターナリズムの成立する事例を検討する			
第 13 回：市民権とインフォームド・コンセント							
第 14 回：公法における公権力と国民の関係							
第 15 回：私法における私的自治の原則				公法と私法が各々適用される具体的領域について検討する			
期末試験							
第 16 回：フォローアップ (期末試験の解答の解説など)				—			

授業の概要と予定：後期	教室外学習
第16回：夜警国家と福祉国家	夜警国家・福祉国家体制と公法・私法の間係を検討する
第17回：ポスト福祉国家	
第18回：国家体制と市民権	
第19回：ゲマインシャフトとゲゼルシャフト	近代化理論が市民間の関係に与えた影響について検討する
第20回：コミュニティとアソシエーション	
第21回：近代法の概念	
第22回：現代法の概念	—
第23回：中間試験	
第24回：近代法としての民法と過失責任	
第25回：現代法としてのPL法と無過失責任	過失責任の概念が私法の有する平等性と私的自治の原則から派生することを検討する
第26回：PL法の検討1－製造業者－	商品と製造物の関係について検討する
第27回：PL法の検討1－製造物－	
第28回：PL法の検討1－欠陥－	製造物責任に関する欠陥概念と免責事項について検討する
第29回：PL法の検討1－損害－	
第30回：現代社会における法と他の社会規範の関係	
期末試験	—
第32回：フォローアップ（期末試験の解答の解説など）	—